

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成25年6月27日

京都市監査委員 大 西 均
同 久 保 勝 信
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
寺 本 和 生	京都市伏見区桃山町泰長老 81 番地 7
小 林 由 香	京都市中京区高倉通御池上る柊町 575 番地
有 田 耕 介	京都市上京区東堀川通上長者町下る二丁目 22 番地 9 フ ァミール上長者 301
植 村 弘 樹	大阪市北区天神橋 1 丁目 16 番 17 号 日宝ライフ天神橋 701 号室

2 事務を補助できる期間

平成25年6月27日から平成26年3月31日まで

(監査事務局)